

平成21年8月5日
 内閣官房
 総務省

府省間人事交流の実施状況

1 公表の趣旨

各府省間の緊密な連携の強化と広い視野に立った人材の養成の観点から閣議決定された「省庁間人事交流の推進について」（平成6年12月22日閣議決定）に基づき、人事交流の実施状況についてフォローアップを行い、その実績を公表するものです。

2 今回調査における変更点

前回までは、調査の対象をI種試験採用者等としていたところですが、今回からは「国家公務員法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第108号）の能力・実績主義関係部分及び「採用昇任等基本方針」（平成21年3月3日閣議決定）が平成21年4月1日から施行されたことを踏まえ、「本府省室長相当職以上の人事交流の実施状況」及び「本府省課長等に新たに就任した職員の出向経験」について、試験区分を問わず調査を実施しました。

なお、参考1として、昨年までの公表数値と比較が可能なように、I種試験採用者等のみの数字も集計しましたので、併せて公表します。

3 人事交流の実施状況の概要

- (平成20年4月1日現在の状況)
- (1) 本府省室長相当職以上の人事交流の実施状況 **930人** (904人)
- 試験区分を問わず、すべての本府省室長相当以上の職に就く職員（研究職を除く。）について、出向元に復帰することを前提として、採用府省以外の府省で勤務しているものの平成21年4月1日現在の状況

(2) 本府省課長等に新たに就任した職員の出向経験

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に本府省課長等に新たに就任した職員（研究職を除く。）の他府省等への出向経験の状況

	(平成19年度)	
本府省課長等に就任した職員	303人 (100.0%)	308人 (100.0%)
うち、出向経験のある職員	237人 (78.2%)	244人 (79.2%)
出向経験が2回以上ある職員	180人 (59.4%)	192人 (62.3%)
他府省への出向経験がある職員	189人 (62.4%)	189人 (61.4%)
他府省への出向を含め出向経験が2回以上ある職員	159人 (52.5%)	165人 (53.6%)

注1) I種試験採用者等とは、国家公務員採用I種試験及びこれに相当する試験等に基づき採用された職員（研究職を除く。）をいう。

注2) 他府省等とは、採用府省以外の府省、国際機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等をいう。

(連絡先)

総務省人事・恩給局参事官付 両角、高橋、荒井
 (電話) 03-5253-5111 (内線 5258)
 03-5253-5258 (直通)
 (FAX) 03-5253-5229

府省間人事交流の実施状況（本府省室長相当職以上）

（平成21年4月1日現在、単位：人）

府省名	他府省への出向者	他府省からの受入者
内閣官房	0	236
内閣法制局	0	27
内閣府	33	178
総務省	106	23
法務省	47	10
外務省	52	70
財務省	132	26
文部科学省	61	16
厚生労働省	77	21
農林水産省	78	17
経済産業省	115	38
国土交通省	113	46
環境省	15	22
防衛省	30	17
警察庁	53	20
金融庁	6	65
宮内庁	0	21
公正取引委員会	4	5
公害等調整委員会	—	13
会計検査院	3	4
人事院	5	15
合計	930	890

※ 調査対象は、本府省室長相当以上の職員である。

※ 公害等調整委員会においては、出向の調査対象となる職員を採用していない。

※ 他府省への出向者の合計数には、立法機関、司法機関への出向を含んでいるため、受入者の合計数とは一致しない。

府省間人事交流の実施状況（I種試験採用者等）

1 公表の趣旨

前回までの公表数値と比較が可能なように、I種試験採用者等についてのみの数字を集計しましたので、参考までに公表します。

2 人事交流の実施状況の概要

(1) 本府省室長相当職以上の人事交流の実施状況

I種試験採用者等について、出向元に復帰することを前提として、採用府省以外の府省で勤務しているものの状況

区 分	21年4月1日現在	20年4月1日現在
本府省室長相当以上の職に就く職員	875人	853人

(2) 本府省課長等に新たに就任した職員の出向経験

I種試験採用者等について、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に本府省課長等に新たに就任したものの他府省等への出向経験の状況

区 分	20年度		19年度	
	人数	割合	人数	割合
本府省課長等に就任した職員	248	100.0%	254	100.0%
うち、出向経験のある職員	212	85.5%	220	86.6%
出向経験が2回以上ある職員	169	68.1%	181	71.3%
他府省への出向経験がある職員	176	71.0%	175	68.9%
他府省への出向を含め出向経験が2回以上ある職員	152	61.3%	157	61.8%

注1) I種試験採用者等とは、国家公務員採用I種試験及びこれに相当する試験等に基づき採用された職員（研究職を除く。）をいう。

注2) 他府省等とは、採用府省以外の府省、国際機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等をいう。

省庁間人事交流の推進について

平成6年12月22日
閣議決定
平成12年12月26日
一部改正

各省庁間の緊密な連携の強化と広い視野に立った人材の養成の観点から、次の方針に基づき、抜本的な省庁間人事交流を推進する。

1 将来の行政の中核的要員と見込まれる職員についての人事交流の推進

- (1) 将来の行政の中核的要員と見込まれる職員については、本省庁課長職に就くまでの間に、広い視野に立った人材の養成の観点から、他省庁、国際機関等における勤務を原則として2回以上経験させることとする。また、その際、各省庁間の緊密な連携の強化の観点をも踏まえ、他省庁における勤務を1回以上経験させるよう努める。

これらの実現を図るため、概ね3年以内に交流ポストの用意等所要の措置を講ずる。

- (2) (1)に基づき、人事交流を推進するに当たっては、これまで人事交流実績のない省庁との交流を優先的に実施する。
- (3) (1)の基準は、今後、本省庁課長補佐相当職に昇任する職員から適用するものとする。

2 幹部職員についての人事交流の推進

各省庁の幹部職員については、これまで出向実績の少ない省庁への出向を中心に、人事交流を積極的に推進することとし、特に、各省庁（調整官庁等を除く。）間における人事交流を飛躍的に増加させるよう鋭意努力する。

3 その他

- (1) 1及び2に基づき人事交流を推進するために必要な事項についての調整は、各省庁人事担当課長会議において行うこととし、その庶務は内閣官房が総務省の協力を得て処理する。
- (2) 内閣官房及び総務省は、人事院及び各省庁の協力を得て、毎年人事交流の実施状況をフォローアップする。
- (3) 人事交流の推進に当たっては、職員の勤務形態、職務内容等の特殊性に配慮するものとする。

国家公務員法（昭和 22 年 10 月 21 日法律第 120 号）（抄）

（人事管理の原則）

第 27 条の 2

職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第 58 条第 3 項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

採用昇任等基本方針（平成 21 年 3 月 3 日閣議決定）（抄）

3 昇任及び転任に関する指針

（1）基本的な考え方

職員の昇任及び転任を行うに当たっては、国家公務員法第 27 条の 2 に規定されているとおり、あらかじめ採用試験の種類ごとに標準的な昇任までの年数を設定する運用や、同期採用者を一斉に昇任させたりする運用、また、法令・政策の企画立案、省・局等全体の総括・調整等を担う官職に国家公務員採用 I 種試験の合格者を恒常的に配置する運用といった、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれた運用を行ってはならず、人事評価（人事評価が行われない場合には、その他の能力の実証。以下同じ。）に基づき、個々の職員が実際に発揮した能力及び実績を前提とした適材適所の人事運用を徹底する。